

町田市文化財保護審議会への諮問について

1 諮問事項

町田市登録旧跡の登録について

2 諮問内容

(1) 登録候補

石坂昌孝屋敷跡、石坂昌孝墓

(2) 種別

町田市登録旧跡

3 諮問理由

石坂昌孝は、旧神奈川県自由民権運動の指導者として活躍した現町田市域を代表する民権家、政治家です。

石坂昌孝屋敷跡は、昌孝が生誕直後から居住し、晩年まで政治活動の拠点とした、その歴史的な役割を知る上で象徴的な場所です。また、昌孝の長女美那と詩人の北村透谷が出会い、恋愛結婚へと至ったことから新しい恋愛観を世に問う契機となった場所でもあります。

石坂昌孝墓は、本人の遺言により地元である野津田に建てられ、現在に至るまで遺徳を偲ぶ地域住民によって清掃活動が継続されるなど、昌孝の人間性、地域社会との関係性を知る上で重要なものといえます。

これらについて、町田市にとって由緒ある場所・土地であり、町田市の歴史を理解する上で必要なものとして、町田市文化財指定・登録基準「第2 町田市文化財登録基準」の「6 町田市登録旧跡」に該当すると考えられるため、町田市文化財保護条例第50条に基づき、町田市文化財保護審議会に諮問するものです。

4 その他

本件は、2026年8月に開催する第33期町田市文化財保護審議会第5回会議において諮問し、審議いただく予定です。

(別添資料)

- 参考資料1 2026年度町田市登録旧跡候補
- 参考資料2 町田市文化財指定・登録基準

○参考資料 1

2026年度町田市登録旧跡候補

1. 石坂昌孝屋敷跡

名 称：石坂昌孝屋敷跡（いしざかまさたかやしきあと）

指定種別：町田市登録旧跡

所 在 地：町田ぼたん園内（町田市野津田町 2293 番地 1 号～3 号）

所 有 者：町田市

管 理 者：町田市都市づくり部公園緑地課、
NEST Machida 共同事業体（指定管理者）

法 量：合計 1,817 m²
野津田町 2293 番地 1 号 892 m²
野津田町 2293 番地 2 号 826 m²
野津田町 2293 番地 3 号 99 m²

経 緯：町田市を代表する民権家、政治家である石坂昌孝は、1841（天保 12）年に多摩郡野津田村（現町田市野津田町）に生まれ、生後すぐに同村の石坂昌吉の養子となって本屋敷地へ移り住んだ。1878（明治 11）年の記録では芝生の西洋風庭園になっており、横浜から文明開化の影響を受けたと考えられる。中央政界で活動するため 1880（明治 13）年以降、東京区部にも住宅を構えたが、衆議院議員として自身の選挙区である旧神奈川県に所在した同地は引き続き保持され、東京区部と地元を行き来し活動する生活を送った。同地には 1889（明治 22）年、石坂が衆議院選挙への出馬資金として抵当に入れられ借金をしたという政治活動の一端を知る経緯もある。1907（明治 40）年、石坂の死去により子の石坂公歴と渡瀬登志が相続し、その後、子孫により町田市に寄贈され、現在は町田市ぼたん園内に含まれている。

現 況：屋敷地として整地された平地で、現在は芝生が養生され一部にツツジ・フジ等が、東側隣接地との境にはフェンスが設けられ内側にツバキ等が植樹されている。石坂昌孝没後の 1918（大正 7）年 2 月に 3 筆に分筆され、中央の 2293 番地 3 号が石坂昌孝の墓への参道として利用されたと思われるが、その痕跡は残っていない。

登録理由：石坂昌孝は、幕末から明治初期にかけて地域行政の要職を務め、1879（明治 12）年に神奈川県会初代議長に就任した。1881（明治 14）年に政治結社融貫社を組織し、翌年に自由

党に入党すると旧神奈川県の自由民権運動を代表する指導者として活躍し、1890（明治 23）年の第一回衆議院議員選挙で当選以降、4回連続で当選し、計6年間衆議院議員を務めた。1896（明治 29）年から翌年まで群馬県知事を務めた後に政界を引退、1907（明治 40）年に亡くなる。没後、現在の八王子市や海老名市に石阪を顕彰する碑が建てられるなどの経緯からも、旧神奈川県を代表する民権家、政治家といえる。

本屋敷地は、石阪が生誕直後から居住し、東京区部にも住居を構えるようになった1880（明治 13）年以降も政治活動の拠点として引き続き大きな役割を果たした。また、同地は、文学評論家、詩人として著名な北村透谷が後に妻となる石阪の長女美那と出会った場所である。石阪の長女美那は、自由民権運動から大きな影響を受けた北村と、激しい恋愛の末、両親の反対を押し切って結婚し、このことを記した評論「厭世詩家と女性」は近代的な恋愛観の表明として当時の青年層へ大きな影響を与えた。現在、屋敷地跡付近に「自由民権の碑 透谷・美那子出会いの地」が建てられている。

同地は、日本の近代立憲政治の基礎をつくる上で大きな貢献をした民権家、政治家である石阪昌孝が生誕直後から居住し、晩年まで政治活動の拠点とした、その思想形成や歴史的な役割を知る上で象徴的な場所といえる。

また、石阪の長女美那と北村透谷がこの地で出会い、その後恋愛結婚へと至ったことから新しい恋愛観を世に問う契機となった場所でもある。以上のことから由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なものとして町田市登録旧跡にふさわしい。



町田ぼたん園憩いの広場



石阪昌孝屋敷（古川家所蔵）

2. 石阪昌孝墓

名 称：石阪昌孝墓（いしざかまさたかはか）

指定種別：町田市登録旧跡

所 在 地：町田市野津田町 2268 番地 2 号

土地所有者（登記）：北村ミナ（美那）

＊1942（昭和 17）年 4 月 10 日没

時 期：1907（明治 40）年 5 月（推定）

法 量：墓 石 縦 190～200 cm×横 185～210 cm×高約 271.5 cm

外柵石柱 縦約 18 cm×横約 18 cm×高約 100 cm

（ただし、右後上部 18 cm 程度の箇所折）

外柵範囲 縦約 300 cm×横約 310 cm

墓地面積：99 m²

墓 碑 銘：正 面 「正五位石阪昌孝之墓」

右側面 「雄鎮院殿洪範道昌大居士 靈位
淑範院蓮體妙瑩大姉」

左側面 「雄 明治四十年一月十三日歿
淑 大正二年三月六日歿」

経 緯：現町田市域を代表する民権家、政治家である石阪昌孝は 1907（明治 40）年 1 月 13 日に牛込区北町の自宅で死去し、同所で 15 日に葬儀が行われた。その後、故郷である鶴川村野津田（現町田市野津田町）への埋骨という石阪の遺言により同年 5 月、華嚴院で埋骨式法要が行われた。この際に当該地に埋葬され墓が建立されたと推測される。その後、墓を含む周辺の土地は遺族によって売却されたが 1913（大正 2）年 3 月に石阪の長女美那が再購入し分筆、5 月に墳墓地として登記変更され現在に至っている。

現 況：町田ぼたん園フェンスで寸断されているが石阪昌孝屋敷跡地から墓地まで参道が整備されている。墓地は野津田町内会が年 1 回清掃活動を行っており、墓地敷地内には町田市が建てた説明板が建っている。墓石は竿石の下に上台・中台・芝台があり最下段は石垣をコンクリートで固めた台となっており、石垣台上に花立・水鉢が置かれているが、同時期に作成されたものと思われる。墓石の周囲は四本の石柱で囲まれ、各石柱には石柱間を鎖でつないでいた形跡が残る（石柱一本（右後）は鎖を打ち込んだ穴部分から折れている。また、鎖は全て脊柱からは切れ、一部残っているものは石柱に卒塔婆を固定するために利用されている）。正面には、1990（平成

2) 年に寄贈された香台がある。

登録理由：石坂昌孝は、幕末から明治初期にかけて地域行政の要職を務め、1879(明治 12)年に神奈川県会初代議長に就任した。1881(明治 14)年に政治結社融貫社を組織し、翌年に自由党に入党すると旧神奈川県の自由民権運動を代表する指導者として活躍し、1890(明治 23)年の第一回衆議院議員選挙で当選以降、4回連続で当選し、計6年間衆議院議員を務めた。1896(明治 29)年から翌年まで群馬県知事を務めた後に政界を引退、1907(明治 40)年に亡くなる。没後、現在の八王子市や海老名市に石坂を顕彰する碑が建てられるなどの経緯からも、旧神奈川県を代表する民権家・政治家といえる。

地元である野津田では「昌孝(ショウコウ)さん」との愛称で呼ばれ、「野津田の自慢はなんだんべえ、石坂昌孝(ショウコウ)あった事(出した事)…」という唄が現在に伝えられており、地域の誇りとして人々の記憶に留められている。

墓は石坂本人の遺言により地元である野津田に建てられ、現在まで野津田青年会「凌霜会」や野津田町内会によって維持管理されてきた。石坂の歴史的な役割を知る上で象徴的な場所であるだけでなく、その遺徳をしのぶ地域の人々によって現在まで管理されてきた経緯は、石坂の人間性、地域社会との関係性を知る上でも貴重な事例といえよう。以上のことから、由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なものとして町田市登録旧跡にふさわしい。



○参考資料 2

町田市文化財指定・登録基準

町田市文化財保護条例（昭和 52 年町田市条例第 30 号）第 4 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 33 条第 1 項及び第 37 条第 1 項の規定に基づき、町田市教育委員会が行う文化財の指定及び登録は、この町田市文化財指定・登録基準により行う。

第 1 町田市文化財指定基準

町田市の歴史、文化を理解する上で重要なものを市の文化財に指定するには以下の基準により行う。

1 町田市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物（社寺、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（石塔、鳥居等）のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に優秀なもの
- イ 歴史的又は学術的価値の高いもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色において顕著なもの

(2) 絵画・彫刻・工芸品

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義の深いもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの

(3) 書跡・典籍

- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上重要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値の高いもの
- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係の深いもの

(4) 古文書

- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上重要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの

(5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は市の歴史上重要と認められるものの

(6) 歴史資料

- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上重要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって重要なもの

2 町田市指定無形文化財

(1) 芸能

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 市の文化史上重要なもの
- 2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

(2) 工芸技術

- 陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 市の文化史上重要なもの

3 町田市指定有形民俗文化財

- (1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、市民の生活文化を理解する上で重要なもの
 - ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、作業場等
 - ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
 - エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具等
 - キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等

ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

(2) (1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、次のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で重要なもの

ア 歴史的変遷を示すもの

イ 時代的特色を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

エ 生活階層の特色を示すもの

オ 職能の様相を示すもの

4 町田市指定無形民俗文化財

(1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの

ア 由来、内容等において市民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの

イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、市として重要と認められるもの

ア 芸能の発生又は成立を示すもの

イ 芸能の変遷の過程を示すもの

ウ 市の文化に関係が深いもの

5 町田市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値の高いもの

ア 集落関係、生産関係、埋葬関係等の遺跡

イ 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡

ウ 社寺跡その他祭祀信仰に関する遺跡

エ 屋敷跡、町屋跡、居宅跡等

オ 私塾、学校その他教育学芸に関する遺跡

カ 街道、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する遺跡

キ 墓及び碑

ク 由緒ある園地、井泉、樹石その他この類の遺跡

6 町田市指定旧跡

(1) 5のアからクに掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために重要で、か

つ、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値の高いもの

(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの

7 町田市指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので市にとって重要なもの

ア 公園、庭園等

イ 橋梁、築堤等

ウ 緑花木、草花等の叢生する場所

エ 鳥、魚、虫等の生息する場所

オ 岩石、洞穴等

カ 沼、池、湿地、湧泉、水源等

キ 丘陵、河川等

ク 展望地点

8 町田市指定天然記念物

次に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術上貴重で市の自然を代表するもの

(1) 動物

ア 市の著名な動物（獣、鳥、魚及び虫類以下「動物」という。）として保存を必要とするもの及びその生息地

イ 自然環境における特有の動物又は動物群集

ウ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢

イ 代表的な天然林、二次林、その他植物群落

ウ 沼、池、湿地、湧泉、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等及びその生ずる地域

エ 着生草木の著しく発生する樹木又は岩石

オ 栽培植物とその原種の生育地、または自生地

カ 著しい植物分布の限界地

キ 稀有又は絶滅の恐れがある植物及びその自生地

(3) 地質鉱物

ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態

イ 市の特色を示す地質現象を保持するもの

ウ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

第2 町田市文化財登録基準

町田市の文化財に登録するには以下の基準により行う。

- 一 町田市指定文化財に準ずる価値が認められるもの
- 二 地域において広く親しまれてきたもの、再現することが容易でないもの、市の歴史的景観に寄与しているものの中で市の歴史、文化を理解する上で保存及び活用のための措置が特に必要と認められるもの

1 町田市登録有形文化財

(1) 建造物

第1の1(1)に規定するもののうち、原則として建設後50年以上経過し、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に特色があるもの
- イ 歴史的又は学術的価値があるもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色があるもの

(2) 絵画・彫刻・工芸品

- ア 各時代の遺品のうち製作に特色があるもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上必要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義があるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの

(3) 書跡・典籍

- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上必要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上必要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上必要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値があるもの
- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係があるもの

(4) 古文書

- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上必要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上必要なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上必要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの

(5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値があるもの

(6) 歴史資料

- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上必要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にと

って必要なもの

2 町田市登録無形文化財

(1) 芸能

1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値があるもの

イ 芸能史上必要なもの

ウ 市の文化史上必要なもの

2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法

(2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値があるもの

イ 工芸史上必要なもの

ウ 市の文化史上必要なもの

3 町田市登録有形民俗文化財

(1) 第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市民の生活文化を理解する上で必要なもの

(2) 第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、第1の3(2)のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で必要なもの

4 町田市登録無形民俗文化財

第1の4(1)のア、イ及び(2)のアからウに規定するもののうち、市民の生活文化を理解する上で必要なもの

5 町田市登録史跡

第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値のあるもの

6 町田市登録旧跡

(1) 第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値のあるもの

(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの

7 町田市登録名勝

第1の6のアからクに掲げるもののうち、風致景觀に特色があるもの、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景觀地で市民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

8 町田市登録天然記念物

第1の7の（1）から（3）に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術的価値があり、市にとって必要なもの

附則

この基準は、2011年6月3日より施行する。

附則

この基準は、2015年10月2日より施行する。

附則

この基準は、2019年11月2日より施行する。